

農業用水の水質基準について

農業用水の水質に関する法的な基準はありませんが、農作物被害と汚濁物質の関係等から設定され、農業用水の指標として利用されている数値は以下のとおりです。

検査項目	基準値
p H（水素イオン濃度）	6.0 ～ 7.5
C O D（化学的酸素要求量）	6 m g / L 以下
S S（浮遊物質）	1 0 0 m g / L 以下
D O（溶存酸素量）	5 m g / L 以上
T－N（全窒素濃度）	1 m g / L 以下
E C（電気伝導度）	3 0 m S / m 以下
A s（砒素）	0.05 m g / L 以下
Z n（亜鉛）	0.5 m g / L 以下
C u（銅）	0.02 m g / L 以下

農業用水基準(水稻)

〔現行の基準：昭和45年3月 農林水産省〕

検査項目	基準値
p H（水素イオン濃度）	6.0 ～ 7.5
B O D（生物化学的酸素要求量）	8 m g / L 以下
S S（浮遊物質）	1 0 0 m g / L 以下
D O（溶存酸素量）	5 m g / L 以上

環境基準 河川(利用目的：農業用水)

〔現行の基準：昭和46年12月 環境庁〕